

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和4年9月1日

支出負担行為担当官代理
東京法務局総務部長 内 古 閑 禎 二

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 LEDランプ購入契約
- (2) 仕様及び数量等 仕様書のとおり
- (3) 納入場所 仕様書のとおり
- (4) 納入期間 仕様書のとおり

2 オープンカウンター方式による見積合わせに関する参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、A、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- (3) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (イ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (ロ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (イ) 暴力的な要求行為をする者

- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為をする者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をする者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為をする者
- (オ) その他前各号に準ずる行為をする者

3 仕様書等に関する問い合わせ先

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎6階

東京法務局総務部会計課用度係 担当：杉田 龍政

(TEL03-5213-1259ダイヤルイン・FAX03-5213-1377)

4 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎6階

東京法務局総務部会計課用度係

(2) 配布期間

令和4年9月1日(木)から令和4年9月9日(金)の午前8時30分から午後5時00分まで(土、日、祝祭日及び平日の正午から午後1時までを除く)

5 提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出書類 見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し

イ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを証する「誓約書(役員名簿添付)」

ウ 仕様書に明記した参考品番と同等品以上を納入しようとする者は、「機能証明書」及び機能証明書に記載した品番について、物品の説明が記載された書面(カタログ及び図面等)も併せて提出すること。

(2) 提出期限 令和4年9月9日(金)午後5時00分まで

(3) 提出場所 上記3のとおり。

(4) 提出方法 持参又は郵送により行うものとする。

6 見積書の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出期限 郵送による場合：令和4年9月9日(金)午後5時00分必着

持参による場合：令和4年9月9日(金)午後5時00分まで

(2) 提出場所 上記3のとおり。

(3) 提出方法 持参又は郵送により行うものとする。

7 見積合わせの日時

令和4年9月12日(月)午前10時00分

8 見積書の記載金額

見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。

9 契約の相手方の決定方法

予決令 99 条の 5 の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

10 契約保証金の納付

免除

11 その他

- (1) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (2) 参加を希望する者は、上記 5 に示す資格審査結果通知書等を指定期日までに提出すること。
- (3) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- (4) 詳細は東京法務局オープンカウンター方式実施要領及び見積依頼説明書による。

以 上